

収 入
印 紙

府 契 工 第 号

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 件 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 契 約 金 額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契 約 保 証 金
- 6 建設発生土の搬出先等 建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の建設共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

発 注 者	住 所	東京都府中市宮西町2丁目24番地	
	名 称	府 中 市	
	代表者	府中市長 高 野 律 雄	⑨

受 注 者	住 所		
	氏 名		⑨

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、次の方法による。

- ☐ 受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。
- ☐ 受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者を記入し、別紙の協定書のとおりとする。

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、内訳書及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27

年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (下請負人の通知)

- 第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (特許権等の使用)

- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項本文に該当する場合は「専任の主任技術者」とする。以下同じ。）又は監理技術者（同法同条第3項本文に該当する場合は「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。）若しくは監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場に常駐を要しないこととすることができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任するものを除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と

認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めた設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、停滞なく提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、停滞なくこれに応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、停滞なくこれを提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本もしくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、停滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し、この契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第16条** 甲は、工事用地その他設計図書において甲が提供すべきものと定められた工事の施工上、必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上、必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条** 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条** 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後遅滞なく、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査結果において第1項の事実が確認された場合において、必要と認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更に伴うものは甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更に伴わないものは甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

- 第19条** 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

- 第20条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

ない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむをえない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第22条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲はその工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から定められた日まで協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日及び協議日数については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(契約代金額の変更方法)

第25条 契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から定められた日までに協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第26条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議し

て定める。ただし、協議開始の日から定められた日まで協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲または乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責めに帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以

下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより(内訳書に基づき)算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第26条から第28条まで、第30条又は第34条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から定められた日までに協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

い。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申し出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契約代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、乙は当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第33条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 甲は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金及び中間前払金)

- 第35条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において前払金の支払を甲に請求することができる。

- (1) 契約金額が20億円未満の場合 契約金額の10分の3(土木工事、建築工事及び設備工事については、10分の4)を超えない額。ただし、2億円を限度とする。

- (2) 契約金額が20億円以上の場合 契約金額の10分の1を超えない額。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく前払金を支払うものとする。

- 3 乙は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、甲から中間前払金に係る認定を受け、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、中間前払金の支払いを甲に請求することができる。

- (1) 契約金額が20億円未満の場合 契約金額の10分の2を超えない額。ただし、1億円を限度とする。

- (2) 契約金額が20億円以上の場合 契約金額の20分の1を超えない額。

- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

- 5 乙は、契約金額が著しく増額された場合においては、

その増額後の契約金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 乙は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

（部分払）

第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象となることを指定したものに限る。）に相当する契約代金相当額の10分の9以内の額について、府中市契約事務規則（昭和39年規則第11号）に定めるところにより、部分払を請求することができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査す

ることができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
部分払の額 $\leq$ 第1項の契約代金相当額 $\times$ （9/10－前払金額（中間前払金を含む。）/契約金額）
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額から既に部分払の対象となった契約代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分にかかる工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「契約代金」とあるのは、「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る契約代金の額＝指定部分に相応する契約代金の額 $\times$ （1－前払金額（中間前払金を含む。）/契約代金額）

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 乙は、甲が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第41条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当

する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者に意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第42条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条、第44条、又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第44条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合、又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することが出来ない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第48条又は第49条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(談合その他不正行為による解除)

第45条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第43条各号又は第44条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第43条又は第44条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第47条 第4条第1項の規定により、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が第43条各号又は第44条各号の一に該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し、甲が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 契約代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。)

- (2) 工事完成債務

- (3) 契約不適合を保証する債務(乙が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

- (4) 解除権

- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

- 3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による甲の請求のあった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(乙の催告による解除権)

第48条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第49条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除さ

れないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第51条 甲は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金及び中間前払金の額を控除した金額)を同項前段の出来形部分に相応する契約代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条、第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第42条、第48条又は第49条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措

置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第52条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第43条又は第44条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、契約代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第53条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第54条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準

用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条に
を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由
とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額
の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」
という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(遅延利息の徴収)

第55条 乙がこの契約に基づき賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(相殺)

第56条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(火災保険等)

第57条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければ

ならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第59条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の調停人又は審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第60条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報の取扱いに関する特約条項

(目的)

第1条 この特約条項は、この契約における個人情報の取扱いについて適正を期し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう取り決めるものとする。

(法律等の遵守)

第2条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）、その他の法律、政令、省令、条例及び所轄官庁の行政指導を遵守の上、個人情報を取り扱うものとする。

(個人情報の管理体制)

第3条 この契約の締結に当たり、乙は甲に対し、個人情報保護法、番号法及び個人情報保護条例に基づいた個人情報の管理体制について十分な説明を行うものとし、必要に応じ、個人情報管理基準又はこれに関連する基準を甲に提出するものとする。

(個人情報の受取・管理責任者)

第4条 乙は、乙の個人情報の受取責任者、管理責任者及び個人情報を取り扱うことが可能な業務従事者を、文書において甲に知らせ、乙の内部でこの特約条項の趣旨を周知徹底し、それを遵守するとともに、従業者への指導監督の責を負うものとする。また、責任者が変更になった場合は、直ちに書面をもって甲に届け出るものとする。

(個人情報の適正管理義務)

第5条 乙は、甲が提供する資料のうち、個人情報保護法第2条、番号法第2条第8項、個人情報保護条例第2条第2号及び第5号の定義に基づき、個人情報（特定個人情報を含む）と指定された資料については、次項に定める機密保持義務を履行しなければならない。

2 乙は、個人情報を仕様書記載の利用目的に必要な範囲内で適正に管理するものとし、当該目的を超えて加工・利用及び複製・複製並びに第三者への提供・開示をしてはならない。

3 乙は、当該個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、改ざん、漏えい等の危険に対し、技術的、人的及び物理的な面において合理的な安全対策を講じるものとする。

(従業員教育)

第6条 乙は、乙の従業員に対し、この特約条項に定める事項を十分に説明し、個人情報の取扱いについての教育を徹底するとともに、これを担保するため、乙の従業員との間で機密保持契約を締結するなどの策を講じることとする。

(報告及び監査等)

第7条 甲は、甲が必要と認めた場合、いつでも乙のこの契約に基づく業務における個人情報の管理・運用状況について、口頭、書面、乙の事務所への立入り等の方法により、甲又は甲が指定する者が監査及び調査（以下「監査等」という。）を実施することができるものとする。この場合において、乙は、甲が必要と認めて提出を求めた情報等を、直ちに甲に提出するものとする。

2 甲は、特定個人情報を扱う事務の委託をした場合、委託先に対して、特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(改善)

第8条 乙は、甲の行った監査等において明らかになった問題点については、報告書をもって速やかに甲に改善方法を示し、改善するものとする。また、甲は、適宜、乙に対し、改善実施状況について報告を求めることができる。

(外部委託)

第9条 乙は、この契約業務の全部又は主要部分の実施を第三者に委託させること又は請負させること（以下「再委託等」という。）ができないものとする。ただし、乙が事前に再委託等先を特定できる情報を書面で甲に通知し、かつ、甲が書面でこれに同意した場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の書面による承諾をもって第三者にこの契約業務を再委託等させる場合、乙は、再委託等先について、氏名、業務範囲その他必要事項を甲に通知し、かつ、再委託等先に対し、この特約条項で定める個人情報の取扱いと同等以上の機密保持義務を課して、それを管理するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面に基づく再委託等を行った場合、乙は、当該第三者の選任及び当該第三者の業務の履行について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

4 甲は、特定個人情報を扱う事務の再委託を承諾した場合、その再委託先に対して、特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事故報告体制)

第10条 乙は、業務において収集・利用する個人情報に関して、この特約条項に違反した場合又は外部漏えい等の事件及び事故が発生した場合には、速やかに甲に対し、詳細を報告し、被害の拡大を防止するとともに、対応・対策について甲と協議することとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約業務の履行に際して、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対し、当該損害の賠償の責めを負うものとする。なお、具体的な損害賠償の金額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(特約条項の変更等)

第12条 この特約条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面をもってこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、この特約条項に関連して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(有効期間)

第14条 この特約条項の有効期間は、この契約の履行期間とする。

2 乙の個人情報の取扱いが不完全であると甲が判断したときは、書面で通知することにより、この契約を解約できるものとする。

3 乙は、この契約の終了後も、この契約終了前に提供された個人情報の取扱いについては、この特約条項に基づく義務を負うものとする。

(特約条項期間有効終了後の処理)

第15条 この契約が終了した場合、終了原因にかかわらず、乙は、直ちに甲から提供を受けた資料、物品、複製物、電磁的データなどを甲に返還するほか、甲の指示する方法で完全に消去・廃棄し、甲の要求があった場合は、その旨の証明書を発行するものとする。

(協議事項)

第16条 この特約条項に定めのない事項、この特約条項による個人情報の取扱いに係る紛議、その他この特約条項の取扱いに関する必要な事項については、甲乙協議の上、信義誠実の原則にのっとり相互に協力して円滑に解決するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第17条 甲及び乙は、この特約条項に関し紛議が生じたとき、又は訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

府中市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 不当要求行為等
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為をいう。
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為をいう。
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為をいう。
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭若しくは権利を不当に要求する行為をいう。
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全の確保又は作業の実施に支障を生じさせるものをいう。
- (6) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）若しくは支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正職員をいう。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除すること又は解約することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、

その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2** 乙が、前各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3** 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4** 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

環境配慮に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 甲である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(環境関連法令等の遵守)

第3条 乙は、環境に関する様々な法令・例規を遵守しなければならない。

(環境への配慮)

第4条 乙は、甲の定める環境方針の趣旨を理解し、次の各号に掲げる取組により、環境への配慮に努めるものとする。

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく、環境に配慮した商品及び

サービスの購入（グリーン購入）を心掛け、省資源に努めるとともに、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

- (2) 車両の使用に当たっては、アイドリングストップなどのエコドライブを心掛け、省エネルギーや排出ガスの削減等に努めること。ディーゼル車にあっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。また、甲が自動車検査証の提示を求めたときは、速やかに提示すること。
- (3) 水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、目標達成に向けた取組に努めること。
- (4) 有害化学物質、廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に及ぼす事故を防止すること。
- (5) その他、環境に配慮していると認められるものについて、積極的な活動を行うこと。

不正行為による違約金に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(不正行為による違約金)

第3条 乙は、契約条項第28条の3第1項各号のいずれかに

該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額（請負金額の変更があった場合には変更後の額）の10分の3に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- 2** 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

低入札価格調査対象工事に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(契約の保証の特約)

第2条 低入札価格調査を経てこの契約を締結する場合、契約条項第4条第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の2」に読み替える。

知的財産権等の侵害防止に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である府中市をいう。
- (2) 乙 府中市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。

(表明保証)

第3条 乙は甲に対し、甲による本件成果物等の利用が第三者の知的財産権（著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利、営業秘密を含むが、これらに限られない。）、その他の権利を侵害しないことを表明し、保証しなければならない。

- 2** 乙は、甲が本件成果物等の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任によりこれに対処し、甲又は第三者に生じた損害について、自らの負担により賠償しなければならない。

府中市入札参加者心得（令和7年10月改訂）※契約準備行為も含みます。

府中市が行う入札（電子入札を含む）において、入札参加者の基本的な心得を掲げますので、適正な入札が行われるよう、ルールを遵守していただきますようお願いします。

【電子入札と紙入札】

府中市では、原則として、電子入札を実施しています。電子入札の場合は、東京電子自治体共同運営サービスの電子入札サービスを利用して、入札参加者に通知します。なお、電子入札の場合であっても、図面・見本等、電子媒体で仕様添付できない場合は、郵送等、適宜の方法で、図面・見本等を入札参加者に貸出しします。

システム上の制約等で、電子入札ができない場合は、紙入札を実施します。紙入札の場合は、入札通知書、仕様書等を、郵送で、入札参加者に送付し、入札日時に、入札会場にて、入札会を実施します。この場合、委任状・入札書等、入札会当日に必要な書類がありますので、注意してください。

少額等の軽微な契約案件の場合、ファクシミリ等で、見積合せを行う場合があります。この場合は、ファクシミリ等適宜の方法で見積金額を提示していただき、採用・不採用を判断することとなります。

【入札参加資格】

府中市では、入札業務は、契約課が取りまとめている。契約課が行う入札については、入札参加資格を得る必要があります。入札参加資格は、東京電子自治体共同運営サービスの資格審査申請サービスで審査を受けることにより、取得することができます。

【入札を行うことができる人】

電子入札の場合、入札参加資格のある者（個人の場合は本人、法人の場合はその法人の代表者、ただし代理人登録している場合は代理人）の電子証明書（入札専用電子証明書を含む）を正当に使用できる者が入札を行うことができます。

紙入札の場合、以下のいずれかです。

- ①入札参加資格のある者（個人の場合は本人、法人の場合はその法人の代表者、ただし代理人登録している場合は代理人）
- ②入札に関する権限を①の入札参加資格者から委任された者（入札会参加にあたり、委任状の提出が必要です）

なお、右の条件に該当する者は、入札できませんので、ご注意ください。

（地方自治法施行令）（抜粋）【一般競争入札の参加者の資格】

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（府中市契約事務規則）（抜粋）【競争入札参加者の資格】

第3条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加しようとする者が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認めるときは、3年以内であつて市長が定める期間、その者を競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（府中市工事等入札要綱）（抜粋）【指名の取り消し】

- 第2 指名競争入札の参加者の指名を受けた人は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したときは、直ちに届け出なければならない。
- 2 前項に該当した者が受けた指名競争入札の参加指名は、特別の理由がある場合のほかは、その指名を取り消す。
- 第3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号の一つに該当し、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。
- (1) 契約の履行に当たって、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りで、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一つに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- 第4 指名競争入札の参加者の指名を受けた人に、経営・資産・信用の状況の変動から、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その指名を取り消すことがある。

【公正な入札の実施のために】

公正な入札を実施するため、以下の事項に注意してください。

- ①入札の指名を受けたことや、希望制入札の申込を行ったことを、第三者に開示することは、通常、不正行為とみなされます。
- ②第三者に対して、入札の指名を受けたか、希望制入札の申込を行ったかということを知ること、①と同様に、不正行為とみなされます。
- ③一方、発注団体の過去の入札結果や、他団体の同様案件の入札結果等、公開されている入札情報を調査・閲覧することは、正当な情報収集とされています。
- ④仕様書・図面・内訳書等に疑義があるときは、電子入札の場合は、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により、紙入札の場合は、指定の質問用紙により、行ってください。電話等で、直接、業務担当者と接触することは、不正行為とみなされます。
- ⑤なお、軽微な案件等で、特に明確な指示がある場合は、直接、業務担当者と質疑を行うことができるものがあります（現場確認の日時調整等についても、指示がなければ、現場との接触は避けてください）。
- ⑥また、提出書類の記載方法等、入札手続きに関する質問は、入札担当者（契約課）に電話でお問い合わせいただいても結構です。なお、パソコンの操作についてのお問合せは、e-Tokyoコールセンターをお願いします。
(TEL 0570-05-1090)

【入札の辞退】

入札を辞退したいとき、電子入札の場合、電子入札サービスの「入札書提出」により、「辞退する」を選択して、辞退理由記入欄に辞退する理由を記入してください。

紙入札の場合、以下の2種類の方法があります。

- ①事前辞退 入札会開催前に、辞退届（既定書式はないので、適宜作成してください）を、契約課に提出してください。郵便・持参いずれでも結構ですが、入札会開催間際の場合は、電話・ファクス等でも早急に意思表示をお願いします。
- ②入札時辞退 辞退届か、「辞退」と明記した入札書を、入札に際して提出してください。
なお、入札を辞退することは、以後の指名等において、一切、不利益にはなりません。

【入札にあたって】

主に電子入札の場合の説明です。以下の事に留意して、間違いのない入札をお願いします。

- ①入札書送信後は、入札書入力内容の変更や確認ができなくなります。必要に応じて入札書の画面を印刷し、保管してください。
- ②電子入札サービス上に発注図書がある場合は、入札の前に、電子入札サービスの「発注図書等受領」にて、全ての発注図書を受領確認してください。
- ③入力内容や内訳書の添付等について案件ごとの指示がある場合は、それに従ってください。
- ④仕様書の内容に質問がある場合は、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」をお願いします。質問・回答は入札参加者に公開されます。ご自身が質問のない場合でも、入札前に質問の有無、内容を必ずご確認ください（入札参加者の匿名性が失われるため）。
- ⑤現場確認についても、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」にて、提出してください。現場確認の方法、日時指定等を回答します。
- ⑥入札に際して、内訳書の添付をお願いしている場合があります（複数の物品購入・複数の単価契約・工事の場合等）。府中市の場合、添付書類の不備・記載誤りは、失格とはせず、事後提出でも可としています。なるべく、入札時に添付をお願いします。工事については、法定福利費を明示した詳細な内訳書の提出をお願いします。

再度入札の方法について

- ・1回目の開札で落札者が無い場合、最大2回（入札としては合計3回）再度入札を行います。
- ・再度入札は、開札の30分～1時間程度後を締め切りに設定します。したがって、開札時間前後には、待機をお願いします。
- ・原則として、電話連絡はしません。
- ・電子入札サービスから、電子メールで連絡するとともに、電子入札サービスの「開札状況・結果確認」にて「再度入札」と表示されますので、確認をお願いします。
- ・開札予定時刻直後に開札し、通常、処理に数分かかります。また、開札予定時刻どおりに開札できない場合があります。もし、10分以上（工事は20分以上）遅れている場合は、電話等で問合せいただいても結構です。遅れて開札した場合の再度入札時刻は、余裕を持って設定いたします。

※予定価格を事前に公表する案件は、再度入札を行いません。

指名停止基準の概要

下記の条件に該当する場合、「府中市業者指名停止基準」に基づき、指名停止処分になります。指名停止期間中は、入札の指名を受けられなくなるほか、一般競争入札にも参加できなくなります。詳細は指名停止基準をご覧ください。

名称	適用事項	停止期間
1. 贈賄・談合・競争入札妨害	府中市発注の入札において、贈賄、談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1年以上3年以内
	府中市以外の公共機関発注の入札において、贈賄、談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	3年以上2年以内
	指名停止期間内及び指名停止期間終了後6か月以内にほかの入札において、贈賄・談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は起訴された場合	残存期間に加算 (最長5年)
2. 事故	府中市発注、その他の契約に関して、事故により、死者、負傷者が生じた場合、広範囲の市民に迷惑をかけた場合、狭範囲の市民に迷惑をかけた場合	1年以上1年以内
3. 成績不良	府中市発注の工事契約において、成績不良であると認められる場合、故意に工事・は製造を粗雑にし、又は物品の品質・数量に関して不正の行為をした場合	7日以上1年以内
4. 信用失墜行為	府中市発注の契約、その他の場合について、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反した場合、「建設業法」に違反し、国土交通省又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合、上記以外の場合で、違法行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1年以上9月以内
5. 管理不良	監督又は検査を妨げた場合、国又は他の地方公共団体の指名停止処分を受け、重大なかしがある場合、市民に著しく迷惑をかけた場合、他業者と協調しない場合、経営状況が不良の場合、社会的信用を著しく損なう行為があった場合	7日以上2年以内 状況回復まで
6. 虚偽記載	入札書、各提出資料に虚偽の記載をし、東京電子自治体共同運営サービス上で虚偽の入力をした場合	6月以上1年以内
7. その他	暴力団等との関係を有する場合、契約締結妨害、契約履行妨害、監督・検査妨害、契約締結拒否、契約不履行、入札会欠席・代理人が委任状を持参しない場合、契約遂行に関し、多大なる迷惑及び混乱を生じさせた場合	7日以上2年以内
8. 特別措置	・贈収賄を繰り返し発生させたとき、その他の場合は加算できる。 ・過去の契約履行成績が良好であるとき、その他の場合は短縮できる。 ・事故等において、社内責任体制が明確で、役員が責任者の場合、事故発生部門以外を停止しないことができる。 ・共同企業体構成員を指名停止するときは、当該共同企業体も指名停止することができる。	

入札の日程

工事契約における条件付一般競争入札と工事希望型指名競争入札の日程は次のとおりです。日程は、工事の規模や内容、祝日の有無などにより変更となる場合があります。

日数	曜日	条件付一般競争入札	工事希望型指名競争入札
1	水	募集開始	募集開始
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	募集終了	募集終了
8	水		
9	木		
10	金	参加資格通知	
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		指名通知
18	土		
19	日		
20	月	質問〆切(正午)	
21	火		質問〆切(正午)
22	水		
23	木	質問回答(17時)	質問回答(17時)
24	金	総合評価方式資料提出〆切	総合評価方式資料提出〆切
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水	開札	開札
30	木	落札決定	落札決定
31	金		
32	土		
33	日		
34	月		
35	火		
36	水	契約締結	契約締結

【最低制限価格制度・低入札価格調査制度】

●工事の競争入札

予定価格200万円を超える案件に最低制限価格制度を適用します。ただし、総合評価方式を採用する案件及び予定価格1億5,000万円以上の案件は、低入札価格調査制度を適用します。

工事の最低制限価格と低入札価格調査制度の調査基準価格（いずれも税抜）は、次のとおり算出します。

右表⑥×1.1÷予定価格(税込)=適用率

(小数点以下第4位切り捨て)

※適用率は75%～92%の範囲で設定します。

適用率×予定価格(税抜)=最低制限価格・調査基準価格

※単価契約については、上記の計算式によらず、予定価格の75%～92%の範囲で最低制限価格を設定します。

＜失格基準＞

低入札価格調査制度における失格基準価格の算出方法は下記のとおりです。

調査基準価格(税抜)×0.95

	設計価格の各項目(税抜)
①	直接工事費×97% (解体工事は80%)
②	共通仮設費×90%
③	現場管理費×90%
④	一般管理費×68%
⑤	有価物・発生材売却費×100%
⑥	①+②+③+④-⑤

＜低入札価格調査の調査事項＞

低入札価格調査の対象となった場合、必要な書類の提出を求め、書類の審査とヒアリングを経て、履行可能か判断します。調査には概ね2週間を要します。調査事項は下記のとおりです。

その価格により入札した理由
見積内訳書の数量及び単価の状況
手持工事状況と技術者の配置予定
手持資材の状況及び資材購入予定
手持機械の状況及び機械の配置予定
労働者の確保計画及び配置予定
建設副産物の搬出予定
安全対策の予定
過去に施行した公共工事名、発注者名及び成績状況等
経営状況、取引金融機関、保証会社等貸付残高・預金残高、市税納税状況
信用状況、建設業法違反有無、賃金不払有無、下請代金支払遅延有無等
その他必要事項

●工事以外の競争入札(単価契約を含む)

予定価格100万円を超える競争入札(※施設修繕は200万円を超える)の案件では次のとおり最低制限価格を設定します。

施設修繕	予定価格の75%～92%
物品修繕	予定価格の60%～80%
上記以外	予定価格の60%～80%

【最低制限価格を設定しない案件】

物品買入契約・賃貸借契約・運搬業務・会場設営業務・検査業務・工事監理
※高度な技術を要しない単純な調査業務・履行期間が単発的なもの・人件費比重の低いものも設定しない場合があります。

【契約保証金】

●契約金額500万円以上

契約金額の**10分の1**以上を納付していただくか、府中市を被保険者とする履行保証保険または契約保証等に参加してください。現金で納付の場合は納付書を作成しますので、その旨を早めにご連絡ください。また、履行保証保険または契約保証等に参加する場合は、契約書の提出時に、証書の原本と約款の写しを提出してください(7億円以上の契約では、契約金額の**10分の3**の履行ボンド(役務付き保証)への加入が必要です。)。契約保証金を納付した方は、工事完了後、保証金を返還しますので、契約課へ請求をしてください。

低入札価格調査を経た場合、下記のとおり割合が変わります

10分の2

10分の4

●契約金額500万円未満

- ①府中市と過去に契約を締結し、全て誠実に履行している場合、免除です。
- ②過去2年間に国または他の地方公共団体と工事の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している場合は、免除です。この場合、当該工事の契約書の写し(コピー)を添付してください。
- ③500万円未満でも①・②に該当しない場合は、契約保証が必要です。

入札制度の概要

	工事		工事系委託 (設計・測量・地質調査)	物品買入・賃貸・委託等
	予定価格 5 0 0 万円未満	予定価格 5 0 0 万円以上		
入札保証金	原則免除	原則免除	原則免除	原則免除
契約保証金	基準を満たせば不要	必要	不要	不要（一般競争入札は原則必要）
予定価格	事後公表	事前公表（随意契約は事後公表）	非公表	非公表
前払金	●契約金額が20億円未満の場合（※契約金額 5 0 万円以上に限る） 契約金額の10分の4（工事系委託の場合は10分の3）を超えない額。（2億円限度） ●契約金額が20億円以上の場合 契約金額の10分の1を超えない額。 前払金の請求手続は、各担当課をお願いします。前払金保証証書について、保証事業会社と保証契約をする際の日付については、契約締結以後の日付で作成してください。前払金の支払いには、通常の振込先口座とは別に、前払金振込先口座が必要になりますので、前払金の口座登録がない場合は、請求時に登録手続きをお願いします。			なし
中間前払金	●契約金額が20億円未満の場合 契約金額の10分の2を超えない額。（1億円限度） ●契約金額が20億円以上の場合 契約金額の20分の1を超えない額。 前金払いをした公共工事のうち、保証事業会社が中間前払金の保証をする工事が対象となります。 要件は、①工期の2分の1を経過していること、②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が既に行われていること、③既におこなわれた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであることです。 支払いには所定の様式を提出していただく必要がありますので、府中市ホームページでご確認ください。		なし	なし
部分払い	通常、部分払いを行っておりません。工期が長期に及ぶ場合等、部分払いが可能な場合もあります。			業務の性質により、毎月払い・四半期払い・半年払い・年払い等があります。
契約書作成	府中市保管用正本、受注者保管用正本、の2部のほか、検査員用、起工課用（工事系委託の場合は予算課用）に写しとして、同じもの（代表者印は不要）2部を作成していただきます（合計4部）。			府中市保管用、受注者保管用のほか、業務担当課用に写しを作成していただきます。なお、写しの部数は案件によって複数作成していただく場合があります。
労災保険	工事契約について、建設工事の労災保険の未手続き防止対策のため、東京都で施工される官公庁発注の工事契約において提出を依頼しているものです。「労災保険加入確認書」（確認印のあるもの）を提出してください。または、労働保険料等領収書等の写しでも結構です。		加入確認はありません	加入確認はありません
積算内訳書	入札時に、詳細な積算内訳書を添付していただきます。また、内訳書に法定福利費の明示をお願いします。		不要	単価契約や、複数物品の買入契約は、単価内訳書が必要な場合があります。

【違約金】

契約条項に契約解除に伴う賠償請求を規定しているほか、特約条項にて談合・贈賄・競争入札妨害で逮捕・起訴された場合、契約金額の10分の3を請求することを定めています。

問い合わせ

府中市 総務管理部 契約課 〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地 おもや3階
 工事契約係 042-335-4093（直）
 物品契約係 042-335-4094（直）
 FAX 042-335-4420
 MAIL keiyaku01@city.fuchu.tokyo.jp

令和7年10月1日より

電子契約を始めました

郵送・印紙代不要！

契約書の保管場所不要！

本案件は対象契約です

※紙契約も可能です

利用方法 詳細はホームページでもご確認いただけます！



01 別紙の「電子契約希望書兼メールアドレス確認書」を提出

02 契約書がアップされるとクラウドサインから URL が添付されたメールが到着

03 URL をクリックし契約書を確認

04 「書類の内容に同意」ボタンを押す ※原則履行開始までに同意する

問合せ先

総務管理部契約課

工事契約係:042-335-4093 物品契約係:042-335-4094

入札参加業者の皆様へ

府中市長 高 野 律 雄
(公印省略)

工事施工にあたっての協力について（お願い）

日頃より、本市の契約業務にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、発注する工事の市経済への波及効果をより高めるため、次のことを受注者の皆様をお願いしています。ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

- 1 下請工事等は、可能な限り府中市内の業者に発注してください。
- 2 建設資材等は、可能な限り府中市内の業者から調達してください。

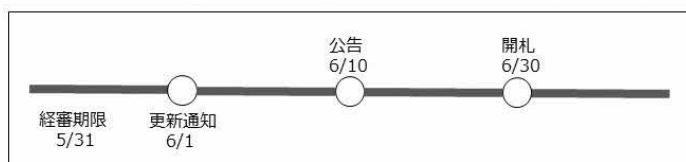
工事案件における入札参加時の経営事項審査受審の要件について

1 有効な経営事項審査の有無

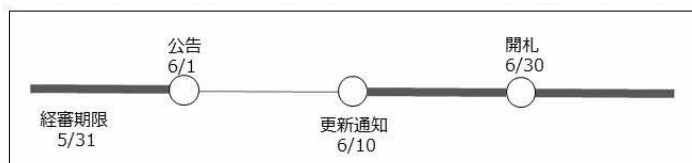
建設業者が公共工事を国や地方公共団体から直接請け負う場合は、建設業法の規定により経営事項審査を受審していることが必要です。府中市では、入札参加時にも有効な経営事項審査を有していることを入札参加の条件としています。そのため、入札公告から契約期間満了まで、経営事項審査の有効期間が途切れないよう手続きをお願いします。

なお、公告から契約締結までに経営事項審査の有効期間が途切れた場合は、希望申請段階では申請取り下げ、入札期間中は入札無効とします。

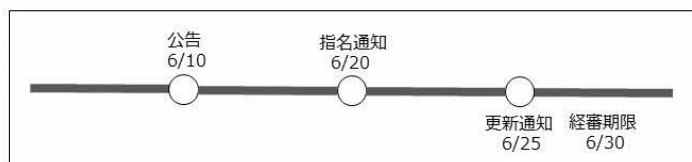
経営事項審査の有効期間と入札における取扱い例



公告前に更新後の経審が有効となっているため、参加申出が可能です。



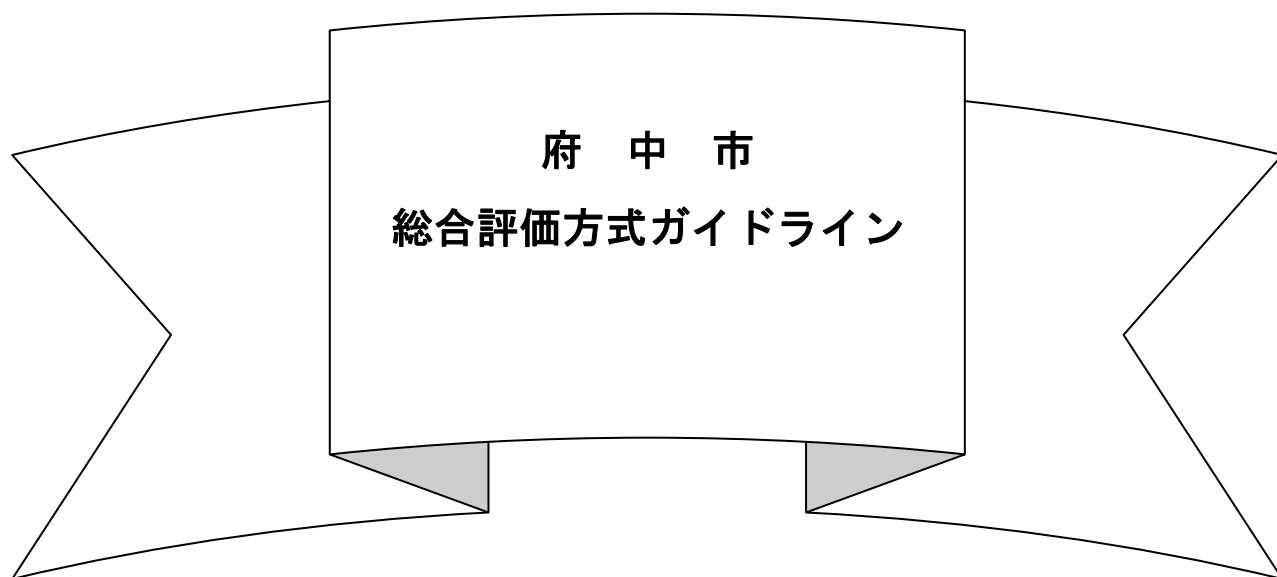
公告後に経審の有効期間が途切れているため、入札に参加できません。



入札に参加できますが、更新通知の写しの提出を求めることがあります。

2 条件付一般競争入札・工事希望型指名競争入札における条件について

条件付一般競争入札と工事希望型指名競争入札においては、参加事業者を募集する際、入札参加資格の取得年数や総合評定値などの条件を定めています。条件は、案件によって異なります。入札参加資格の取得年数の起算日と総合評定値の基準日は、いずれも入札公告日とします。



府 中 市
総合評価方式ガイドライン

総 務 管 理 部 契 約 課

令和7年4月改訂

1 総合評価方式の目的

公共工事の品質確保を図ることを目的として、平成17年4月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」といいます。）が施行されました。この中で、地方公共団体も、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされています。本市においても、建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、品確法に位置づけられた入札方式である総合評価方式を試行的に平成23年度から導入しておりますが、令和元年の本市職員による官製談合防止法違反事件を受け、契約制度の見直しを行う中で、工事請負契約の入札において、総合評価方式を本格導入することとしました。

本格導入にあたって、新たに、優良工事表彰の受賞や法定外労働災害補償制度の加入、建設キャリアアップシステムの登録を評価項目に取り入れるなど、工事品質の確保を図るとともに、労働環境の向上にもつながるよう、内容を見直しました。

2 総合評価方式の概要

総合評価方式は、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とするにより、価格と品質の面で総合的に優れた施工業者を選定する入札方式です。総合評価方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの施工計画、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。

3 府中市の総合評価方式

(1) 採用する類型

本市では、総合評価方式の類型のうち、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事において、施工計画は評価の対象とせず、同種工事の工事成績や配置予定技術者の保有資格など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する「市町村向け簡易型（特別簡易型）」を採用します。

(2) 対象となる工事

原則として、競争入札に付す予定価格500万円以上の工事とします。

(3) 評価値の算定

価格評価点と技術評価点の合計を評価値とします。

ア 価格評価点の算定式は、次のとおりです（小数点以下第3位を四捨五入）。

【入札価格 $\geq$ 調査基準価格の場合】

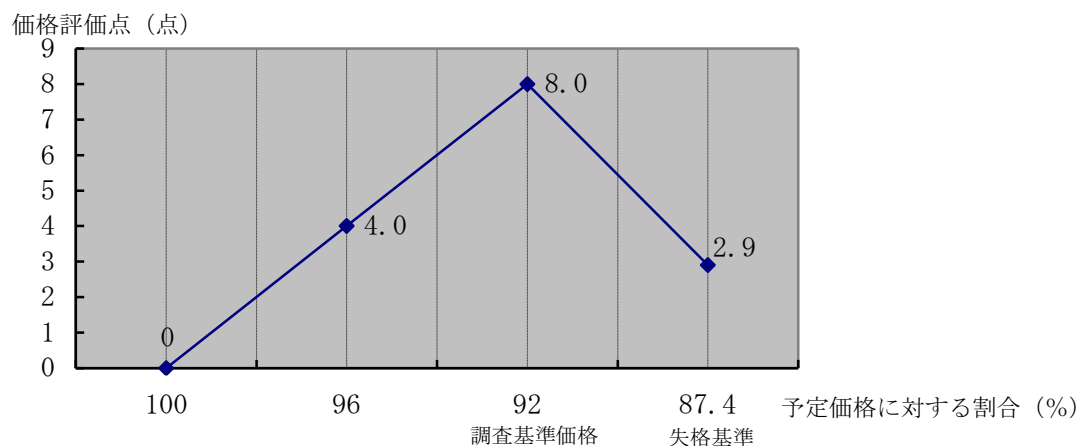
$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

【入札価格 $<$ 調査基準価格の場合】

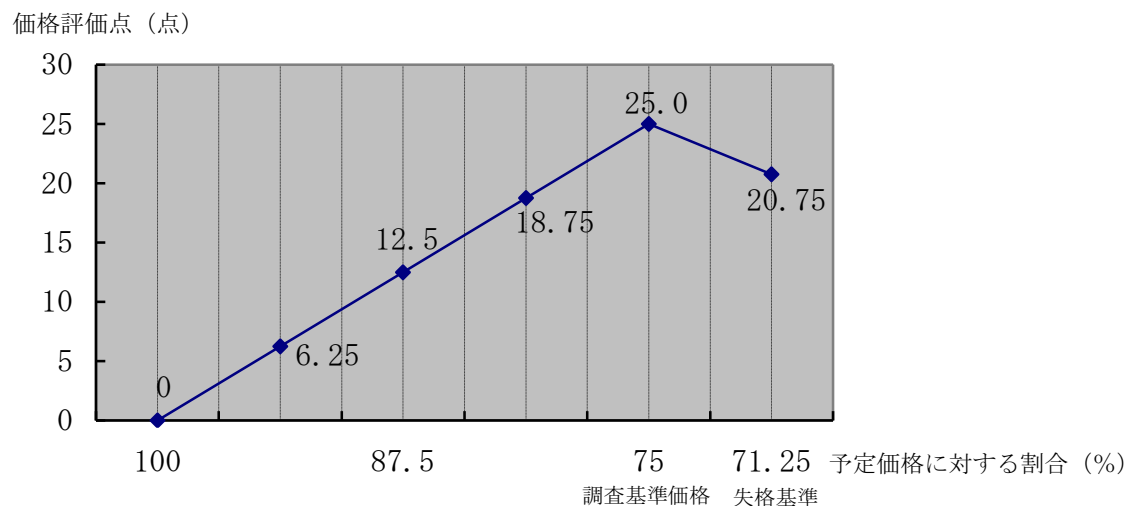
$$\text{調査基準価格の価格点} - (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) - \text{調査基準価格の価格点}) - 0.5$$

※低入札価格調査の算出基準については、「6 ② 調査基準価格」を参照。

(例1) 調査基準価格が予定価格の92%の場合のイメージ



(例2) 調査基準価格が予定価格の75%の場合のイメージ



イ 技術評価点は、次のとおりです。

技術評価項目の合計評価点（ただし、合計評価点が0点を下回る場合は、0点）

(4) 落札者の決定

予定価格以下の入札価格で入札した入札参加者のうち、(3)により算定した評価値が最も高い業者を落札者とします。落札者が2者以上あった場合は、くじにより落札者を決定します。

また、評価値が最も高い入札参加者の入札価格が公共工事低入札価格調査制度の調査基準価格未満であるときは、府中市公共工事低入札価格調査制度取扱要綱の規定により、府中市低入札価格審査委員会による審査を経て落札者を決定します。ただし、当該入札が同制度の失格基準額を下回っていた場合、調査は行わず、失格とします。

(5) 資料の提出

入札参加希望者は、入札参加申請に当たり、入札の告示の表示に基づいて、技術評価点の評価のために必要な同種工事の工事成績評定、優秀工事表彰、配置予定技術者の資格、下請契約、障害者雇用、育児・介護休業制度、ボランティア活動、ISO14001の取得等、法定外労働災害補償制度の加入、建設キャリアアップシステムの登録などを証する技術評価資料を提出するものとします。

(6) 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点は、総合評価方式の技術評価項目（別表1）のとおりです。

4 総合評価方式の手続き

(1) 学識経験者への意見聴取

次の場合に、学識経験者からの意見聴取を行うものとします。

ア 入札に当たり落札者決定基準を定めるとき。

イ 落札者を決定するとき。ただし、アにおいて、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとされたときに限ります。

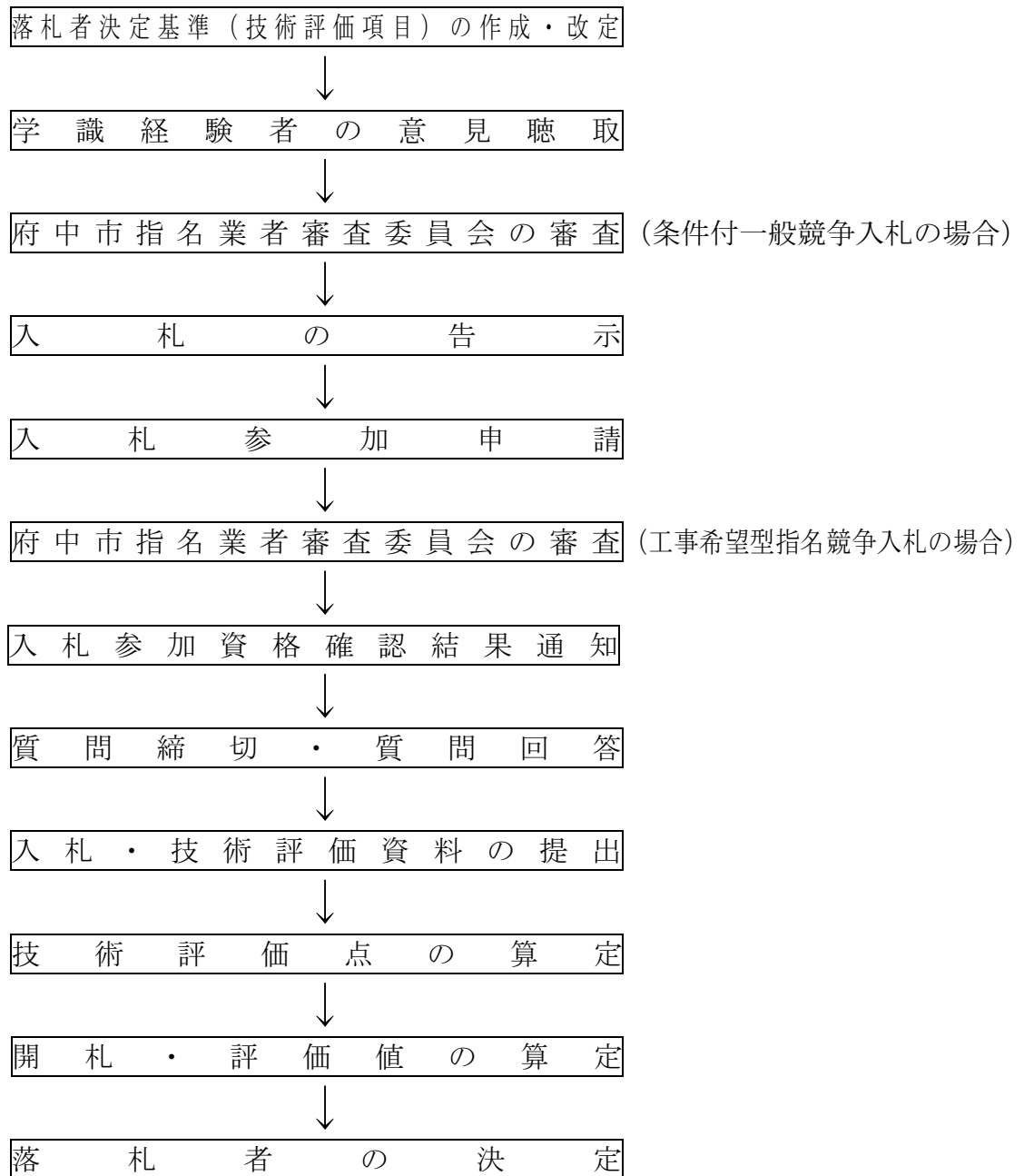
(2) 指名業者審査委員会の審査

評価項目や対象案件の見直しを行う場合、府中市指名業者審査委員会による審査を経ることとします。

(3) 情報の公開

落札者を決定した場合は、速やかに入札者の価格評価点、技術評価点及び評価値を公表します。なお、入札参加事業者から希望があれば、当該業者の評価の内訳を開示します。また、評価内容について説明を求められたときは、これに応じることとします。

5 総合評価方式の流れ



6 低入札価格調査について

(1) 低入札価格調査の概要

低入札価格調査の対象となった場合、審査に必要な書類の提出を求めます（提出締切日は原則として依頼日の3日後）。審査項目は下記のとおりです。

- ア その価格により入札した理由
- イ 見積内訳書の数量及び単価の状況（比較表）
- ウ 手持工事状況と技術者の配置予定
- エ 手持資材の状況及び資材購入予定
- オ 手持機械の状況及び機械の配置予定
- カ 労働者の確保計画及び配置予定
- キ 建設副産物の搬出予定
- ク 安全対策の予定
- ケ 過去に施行した公共工事名、発注者名及び成績状況等
- コ 経営状況（取引金融機関、保証会社等）
- サ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請け代金の支払遅延状況、その他）
- シ その他必要事項

(2) 調査基準価格

調査基準価格の算出方法は次のとおりです。

- ① 直接工事費 × 97%（解体工事については×80%）
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ 現場管理費 × 90%
- ④ 一般管理費 × 68%
- ⑤ 有価物処分費×100%

$(①+②+③+④+⑤) + \text{消費税及び地方消費税} \div \text{税込予定価格} = \text{適用率}$

$\text{税抜予定価格} \times \text{適用率} = \text{調査基準価格}$

(3) 失格基準

失格基準価格の算出方法は次のとおりです。

調査基準価格×0.95＝失格基準価格

失格基準価格を下回った入札については、低入札価格調査は行わず、失格となります。

また、調査を経て落札決定に至った事業者は、契約保証金を契約金額の20%以上納付するか、補償額20%以上の履行保証保険、契約保証等への加入が必要です。

ただし、契約金額7億円以上（消費税及び地方消費税を含む）の場合は、役務保証付きの公共工事履行保証証券（付保割合40%）に加入することが必要です。

なお、調査の対象となったことで契約締結を辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。その場合は、原則として指名停止の対象とはなりません。

7 その他

(1) 虚偽の申請及び悪質な行為について

虚偽の申請、その他悪質な行為があった場合には、府中市業者指名停止基準に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効とします。

(2) 評価値や項目、配点について

このガイドラインによる評価値の算定方法、配点等は、必要に応じて見直しを行うこととし、落札者決定基準（技術評価項目）については対象事業（工事）の内容により、特記すべき項目又は採用しない項目がある場合には、事業（工事）を行う主管課長と契約課長で協議のうえ評価項目を決定することとします。

別表 1

総合評価方式の技術評価項目

技術評価項目			評価基準		評価点	配点
企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 力	府中市発注の同種工事 の成績評定 (昨年度までの過去 5 年間のうち直近 2 件 の平均) ※過去 5 年間に 60 点未 満がある場合は一律で マイナス 4 点	90 点以上		4	4
			85 点以上 90 点未満		3	
			80 点以上 85 点未満		2	
			75 点以上 80 点未満		1	
			60 点以上 75 点未満		0	
			60 点未満		－ 4	
	同種工事の優秀工事表 彰 (過去 5 年間に表彰を 受けているか)	府中市	府中市		2	2
			東京都又は都内市区町村		1	
			表彰を受けていない		0	
	配置 予 定 技 術 者	保有資格	1 級技術者		2	2
			2 級技術者		1	
			その他の技術者		0	
地 域 へ の 貢 献	入 札 参 加 業 者 等 の 所 在 地	事業者及び下請予定事 業者の所在地 $\{(① \times ④ + ② \times ⑤)\}$ ／ 100 ※小数点以下第 2 位ま で表記	①	府中市内本店による自社施工の割合＋ 府中市内本店業者への下請の割合 (単位：％(整数))	④ 掛け率 4	4
			②	府中市内支店・営業所による自社施工 の割合＋ 府中市内支店・営業所への下請の割合 (単位：％(整数))	⑤ 掛け率 2	
		企業共同体 (JV) 構成員及び下請予定事 業者の所在地 $\{(① \times ④ + ② \times ⑤)\}$ ／ 100	①	府中市内本店の構成員の施工の割合＋ 府中市内に本店がある業者への下請の 割合 (単位：％(整数))	④ 掛け率 4	4

		※小数点以下第 2 位まで表記	②	府中市内支店・営業所の構成員の施工の割合＋ 府中市内に支店・営業所がある業者への下請の割合（単位：％（整数））	㊸ 掛け率 2	
地域 密 着 度 及 び 貢 献 度	本市と災害時の応援等 に係る協定を締結して いる団体への所属	所属している			1	1
		所属していない			0	
	市内におけるボランテ ィア活動実績（3年以上 継続的に実施している こと）	2つ以上のボランティアを実施			2	2
		1つのボランティアを実施			1	
		なし			0	
	障害者雇用の取組み	あり			1	1
		なし			0	
	男女共同参画の推進(育 児・介護休業制度等の有 無)	あり			1	1
		なし			0	
	法定外労働災害補償制 度加入	加入している			1	1
		加入していない			0	
	建設キャリアアップシ ステムの登録	登録している			1	1
		登録していない			0	
環境 配慮	ISO14001 又はエコアク ション 21 の取得の有無	あり			1	1
		なし			0	

(注) 総合評価方式の技術評価項目の詳細

【ことばの定義】

- ・ 同種工事：電子調達サービスにおける業種名が同一の工事。
- ・ 告 示 日：条件付一般競争入札・工事希望型指名競争入札の告示日及び指名競争入札における指名通知日

1 工事成績

入札の告示日の前年度から過去5年以内に完了した同種の工事（出資比率20%以上のJVによる工事を含みます。）で、府中市発注の直近2件の工事成績評定点の平均点とします（小数点以下第1位を四捨五入）。工事实績が5年間で1件のときは、当該工事の成績に70点を加点し、2で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）で評価します。また、工事实績が5年間に1件もない場合は、評価点は0点とします。

なお、直近とは工期満了日で判断することとし、複数案件が同一の工期満了日であった場合は、点数の高い工事を対象とします。

ただし、同種工事の成績評定で過去5年間に60点未満がある場合の評価点は、一律でマイナス4点とします。

【例】令和7年4月1日告示の場合、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに施工が完了した工事のうち、直近2件を評価の対象とします。

2 同種工事の優秀工事表彰

府中市又は東京都・都内市区町村発注の同種工事（出資比率20%以上のJVによる工事を含みます。）で、入札の告示日から過去5年以内に表彰を受けた実績を評価します。

なお、府中市の優秀工事表彰については、優秀工事施工者の通知日から5年間が加点対象となります。また、複数回表彰を受けていたとしても、府中市の案件が含まれていれば2点、含まれていなければ1点として加点します。

【例】令和7年4月1日告示の場合、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに表彰を受けていれば評価の対象とします。

3 配置予定技術者

建設業法で規定する 1 級技術者、2 級技術者及びその他の技術者とし、複数の資格を持つ場合は、そのうちの上位の資格とします。

配置予定技術者は、工事の完了まで変更できないこととします。ただし、配置予定技術者の事故、疾病等による場合で、市が認めたときはこの限りではありません。この場合、変更後の「配置予定技術者」の評価点は、変更前の評価点以上となることとします。

なお、申出書に記載の資格より下位の資格の技術者へ変更した場合は、変更前の評価点と変更後の評価点の差分を、1 年間、全業種の工事案件において総合評価の技術点の合計から差し引くこととします。

【例】 1 級技術者から 2 級技術者へ下位変更した場合、1 級技術者の評価点（2 点）から 2 級技術者の評価点（1 点）を差し引き、1 点を 1 年間減点します。

4 入札参加業者等の事業所の所在地

入札参加事業者の府中市との契約締結権限を有する者を置く事業所の所在地及び下請予定事業者の事業所の所在地を評価します。府中市内に本店がある場合と支店・営業所がある場合で配点が異なります。

また、建設共同企業体（JV）にて入札に参加した場合は、出資比率に応じて構成員施工分の加点を計算します。

なお、工事完了後に自社施工分や下請金額の実績を改めて評価し、実績の点数が入札時に申し出た点数に満たなかった場合は、申出書に記載の評価点と実績値の評価点の差分を、1 年間、全業種の工事案件において、総合評価の技術点の合計から差し引くこととします（小数点以下切り上げ）。

【例】 申出書に記載の評価点 3.5 点、実績値 2.8 点の場合、差分の 0.7 点から小数点以下を切り上げ、1 点を 1 年間減点します。

発注者側の都合により契約変更を行った場合、契約変更によって生じた工事の施工分は元請業者の施工分として計算することとします。

【例】 3 J V 案件の場合

〔技術点評価時〕

※構成員施工分 70%・下請施工分 30%（市内本店業者 20%・市外業者 10%）

- ・ A 社：市外・出資比率 50%
- ・ B 社：市内支店・出資比率 30%
- ・ C 社：市内本店・出資比率 20%

①市内本店加点の計算

C 社施工分 14%（構成員施工分 70%×出資比率 0.2（20%））+市内本店下請 20%=34%

加点 $(34\% \times \text{掛け率} 4 \text{ 点}) / 100 = 1.36 \text{ 点}$

B 社施工分 21%（構成員施工分 70%×出資比率 0.3（30%））

加点 $(21\% \times \text{掛け率} 2 \text{ 点}) / 100 = 0.42$

加点合計 1.36 点 + 0.42 点 = 1.78 点

〔施工後の評価〕

- ・ 契約金額：500,000,000 円
- ・ 市内本店業者への下請契約金額：110,000,000 円（22%）
- ・ 市外業者への下請契約金額：25,000,000 円（5%）
- ・ 構成員施工分 365,000,000 円（73%）
（500,000,000 円 - 110,000,000 円 - 25,000,000 円）

①市内本店加点の計算

C 社施工分 14.6%（（構成員施工分 73%×出資比率 0.2（20%））+市内本店下請 22%=36.6%）

加点 $(36.6\% \times \text{掛け率} 4 \text{ 点}) / 100 = 1.464 \text{ 点}$

②市内支店・営業所加点の計算

B 社施工分 21%（構成員施工分 70%×出資比率 0.3（30%））

加点 $(21.9\% \times \text{掛け率} 2 \text{ 点}) / 100 = 0.438 \text{ 点}$

加点合計 1.464 点 + 0.438 点 = 1.902 点

技術点評価時 1.78 点 < 施工後の評価 1.902 点 「評価点達成」

5 本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属

本市の地域防災計画に基づいて、災害時の応援等に係る協定を締結している団体に所属している事業者について加点点評価します。

6 ボランティア活動の有無（市内実績）

事業者として取り組み、無償で地域社会貢献のために行う活動が該当します。

（例）

- ・ 会社周辺の道路、河川、公園等の清掃、ごみ拾い、草刈り等
- ・ 福祉施設への慰問
- ・ 防犯パトロール
- ・ その他広く地域社会への貢献活動（総務省により消防団協力事業所表示制度、法務省による保護観察者等協力雇用主制度、東京都による自主的緑化事業等）

ボランティア活動への取り組み実績については、3年以上継続していることを条件とし、期間の算定は入札の告示日から過去3年とします。

また、ボランティア活動には、災害時の被災者支援についての実績も含みます。

なお、ボランティア活動の活動状況については、事業者作成のボランティア活動計画書及び実績書、写真、パンフレット等の提出により実績確認を行うこととします。

※ 企業共同体（JV）を条件とした案件の場合には、代表者を含む構成員全体の状況をもって評価します。

7 障害者の雇用

入札告示日現在で雇用期間1年以上の障害者雇用を対象とします。

8 男女共同参画の推進（育児・介護休業制度等）

育児・介護休業制度、それに伴う短時間勤務制度等の措置で、入札告示日現在、就業規則に記載のあるものをいいます。

9 法定外労働災害補償制度加入

入札告示日現在の加入状況を条件として評価します。

10 建設キャリアアップシステムの登録

入札告示日現在の登録状況を条件として評価します。

11 ISO14001又はエコアクション21の取得状況

入札告示日現在の取得状況を条件として評価します。

別表 2

提出書類

評価項目			提出書類
企業の技術力	企業の施工力	府中市発注の同種工事の成績評定 (昨年度までの過去5年間のうち直近2件の平均)	なし
		同種工事の優秀工事表彰 (過去5年間に表彰を受けているか)	府中市以外で表彰を受けた場合は、表彰を受けたことが分かるもの及び当該工事の工種が分かるもの(JVの場合は出資比率が分かるものの提出も必要です)
	技術者配置予定	保有資格	なし
地域への貢献	入札参加業者等の所在地	事業者及び下請事業者の所在地	なし
		企業共同体(JV)構成員及び下請事業者の所在地	なし
	地域密着度及び貢献度	本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属	協定を締結していること又は団体に属していることを証明できるもの(過去の案件で提出済みの場合は不要です)
		市内におけるボランティア活動実績(3年以上継続的に実施していること)	事業者作成のボランティア活動計画書及び実績書、写真、パンフレット等(当該年度で一度提出している場合は不要です)
社会性	労働環境	障害者雇用の取組み	障害者手帳の写し (過去の案件で提出済みの場合(有効期限内のもの)は不要です) ・ 雇用していることを証明できるもの
		男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の有無)	就業規則、労働協約等の写し (過去の案件で提出済みの場合は不要です)

		法定外労働災害補償制度加入	なし (経営事項審査結果通知書で確認します。加入等を証明できる書類を求める場合があります)
		建設キャリアアップシステムの登録	不要 (建設キャリアアップシステムのホームページで確認できない場合や入札告示日現在の登録の有無が確認できない場合、書類を求める場合があります)
	環境 配慮	ISO14001 又はエコアクション 21 の取得の有無	取得したことを証明できる書類 (経営事項審査結果通知書で ISO14001 の取得を確認できる場合は除きます)

※上記によらず、必要書類を別途求める場合があります。

総合評価方式ボランティア申請対象例一覧（※あくまで一例でございます）

青少対委員

緊急避難の家（御社での登録に限ります）

otta見守りサービス（御社での登録に限ります）

市のイベントへの参加（商工まつり、はたらくくるま、総合防災訓練、全国交通安全運動等）

商店会での活動

子ども見守りボランティア

地域のまつりの手伝い

職場体験

AEDの設置

府中PFSの加入

- ・金銭や物品を提供し、支援する「寄付」はボランティアには該当しません。

例：NPO等へ金銭的支援、フードバンク等への物資（衣類、食料など）の提供、学校や病院への図書等の寄贈。

- ・ボランティア活動への取り組み実績については、3年以上継続していることを条件とし、期間の算定は入札の告示日から過去3年とします。また、ボランティア活動には、災害時の被災者支援についての実績も含まれます。なお、ボランティア活動の活動状況については、事業者作成のボランティア活動計画書及び実績書、写真、パンフレット等の提出により実績確認を行うこととします。

総合評価方式における提出書類について

4月1日以降に総合評価方式を採用する案件の入札において、次の評価項目を申告される場合は、次のとおり書類の提出をお願いいたします。

1 ボランティアの活動実績

これまでにボランティアの活動実績の項目で加点を受けており、令和6年度も継続して活動を行っている場合は、令和6年度に活動した実績が分かる資料の提出をお願いします（以前に団体等からの証明書などを提出している場合は、改めて令和6年度分の提出をお願いします。府中市が実施している活動にボランティアとして参加している場合は除きます）。令和6年度の活動状況が確認できない場合は加点ができません。

なお、新規の場合は過去3年分の資料の提出をお願いいたします。

※ 金銭や物品を提供し、支援する「寄付」はボランティアには該当しません。

例：NPO等へ金銭的支援、フードバンク等への物資（衣類、食料など）の提供、学校や病院への図書等の寄贈。

2 障害者雇用の取組み

障害者雇用の取組みに関しましては、次の資料のご提出をお願いいたします。

- ・ 障害者手帳の写し
 - ・ 過去1年間雇用していることが証明できる書類
- 例：過去1年分の給与明細書の写し（金額等は黒塗り可）

※ 障害者手帳の写し等、個人情報に記載された書類につきましては、返却の希望があれば、内容を確認後直ちに返却いたします。また、返却の希望がない場合も内容を確認後直ちにこちらで適切に破棄いたします。

総合評価方式に関する「よくある質問」

項目	番号	質問	回答	備考
府中市発注の同種工事の成績評定	1	3月に公告、4月に開札がある案件について、工事成績の対象案件はどの年度のものか。	公告日を基準として、公告日の前年度までの3年間のうち直近2件の工事を対象とします。（例：令和7年3月30日公告の案件では、令和2年度から令和6年度に工期末を迎えた工事が対象）	
同種工事の優秀工事表彰	2	東京都都市づくり公社で表彰を受けた場合は対象となるか。	東京都または都内市町村の加点に該当します。その場合は、表彰を受けたことが分かる書類の写しと当該工事の工種が分かる書類をご提出ください。	
下請業者の所在地	3	対象となる下請業者は2次・3次下請も含まれるか。	元請業者が直接契約する1次下請のみが対象です。	
	4	資材購入の契約などは下請の対象となるか。	資材購入、ガードマンや交通誘導員、運搬業務等の契約は対象外とします。そのため、これらの費用は元請施工分に含まれることになります。下請業者の対象となるのは、元請業者が工事請負契約を締結する下請業者のみとなります。	
ボランティア	5	市の委員会や地域の協議会などに所属している場合、加点対象となるか。	会議などへの参加のみでは加点対象になりません。また、所属していても、活動実態がない場合や有償の場合も加点対象となりません。	※加点対象となる場合でも、いずれも3年以上継続して活動していることが条件です。
	6	消防団への加入は加点対象となるか。	有償のため加点対象となりません。	
	7	所属している団体の活動としてボランティアを行っている場合はどのような資料が必要か。	原則として、団体発行の証明書等の提出をお願いしています。発行が難しい場合には別途ご相談ください。	
	8	「子ども緊急避難の家」に登録している場合は加点対象となるか。	事務所を登録している場合には加点対象とします。	
	9	寄付や募金、物資の提供をすることは加点対象となるか。	加点対象になりません。	
	10	例えば清掃活動を自社単独で行っているほかに自治会や市の活動としても行うなど、同一の活動内容を複数の取組で行っている場合、2点加点されるか。	同一の活動内容であれば、加点は1点となります。	

	11	清掃と除草をそれぞれ別の活動として申請できるか。	清掃と草刈り（除草）の2つの活動を行っている場合は、場所や属している団体などが異なっていたとしても、同じ清掃活動として、加点は1点とします。	
障害者手帳	12	障害者手帳の定義は。	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳を含む）とします。なお、等級は問いません。	